

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2013

課題番号：21520718

研究課題名(和文) 経済中心地論にもとづく唐宋変革論の再検討

研究課題名(英文) Reconsideration of Tang-Song Transition Theory

研究代表者

青木 敦 (Aoki, Atushi)

青山学院大学・文学部・教授

研究者番号：90272492

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円、(間接経費) 990,000円

研究成果の概要(和文)：本研究において、前近代中国王朝の経済中心の地理的遷移と、王朝がその法制的制度によって解決しようとしたところの社会経済の変化を理解すべく、諸課題の解明を進めた。その結果、以下の知見を得た。まず均田制の意義が、北魏による人民動員制度として成立したところにある点が再確認でき、さらに律令制が、華北的統治様式の連続性の中にあることを指摘した。そこから律令体制が、国家の人民動員のための法制体系という要素を強く持っていた点を指摘した。ところが長江流域が、唐末五代～宋に本格的な土地売買の活発時期、および東晋以来開発が進んだ東南の本格的な成長期を迎えると、国法と経済的取引実態との乖離が見られた点も確認できた。

研究成果の概要(英文)：Throughout the whole period of research comparative analysis has been conducted, on some topics including analyzing differentiation between Tang Code and Song ordinances, and regional differences between northern plain and Yangtze Delta. Economic-centre paradigm that was developed by Kuwabara Jitsuzo was thus applied, which led a conclusion that the Tang-Song transition was largely a part of the great shift from the North to the South.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：アジア史・アフリカ史

キーワード：唐宋変革 北宋 南宋 法制史

1. 研究開始当初の背景

これまで申請者は、法制・地方行政の側面から宋代の行政体制の特色を明らかにしてきたが、さらに、長期的な経済開発史に関する諸課題に取り組む中で、いわゆる唐宋変革論の根拠となる印刷術・科挙制度・皇帝専制体制の再検討が必要となった。

2. 研究の目的

唐前半期以前(7世紀以前)、唐末五代(8~10世紀)、宋元代(10~14世紀半)、明清代(14世紀~20世紀半)の4時期にわけ、民間の経済活動における紛争処理の面で王朝がもっとも重要視した地域、すなわち王朝の「経済中心地」(学説簡史は後述)と諸制度の関係を解明することが本研究の目的である。この民間の経済活動とは、とくに土地取引・開発・市場取引であり、その紛争と言え、所謂「戸婚田土」、なかでも宋以降は地権をめぐる土地紛争が、差役や家産分割とともに大きな比重を占めるようになる。本研究では、しばしば現実の土地取引の紛争の契機となった、《均田制崩壊過程における土地売買》、《典質と絶売》、《回贖と找価》、《離業と抵当》、《賦役制度と一田両主制》といった土地取引の制度・慣習を、近年主流の思想的・制度的構造的な理解のみならず、むしろ「発生源」的に再検討する。

3. 研究の方法

宋代判語を、まず①名公別に配列(范応鈴1~范応鈴32など)、巻数・門・タイトル・戸婚門一部については宋版の対応箇所・中華書局対応箇所・梅原郁、高橋芳郎、大澤正昭各訳注者の訳注の対応箇所・地域を示す根拠・推定される地域、の8項目にそって、一覧表を作成する。申請者が『清明集』中で著者明記のない判語の著者(范応鈴が多いと推定される)を、可能な場合においては推定し、②-2名公の在職期間、判語中の地名を表す語、あらゆる材料を用いて、可能なものにつき判語の対象とする地方を確定する。さらに復元可能なすべての法律条文を復元し、敕令格式の項目によって分類し、「判語の法」を再構成し、その由来を確定することによって、法律側面で、唐宋変革論を如何に評価できるか、再検討する。その上に立って、近世論など、近年の議論と対照させつつ、唐宋変革論がいかなる時代状況の中で内藤によって生み出され、受け継がれてきたかを学説史的に検討する。

4. 研究成果

唐宋変革論をまず、法制方面の移り変わりから考察した。はじめに、仁井田に始まる諸研究を参照しつつ、分類についての諸問題を検討したのち、条文ごとに今一步の検討を加え、あらためて内容に則した分類にもとづいて、判語所引条文を抽出した。

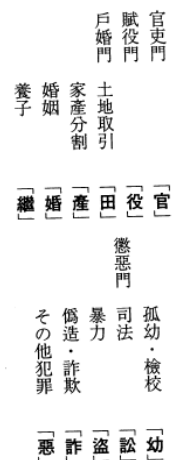
当初の、南宋の敕、看詳、申明、令、指揮

全体の中で我々が見ているのがどの部分か、また当時の人々が全法体系をどの程度知悉していたか、という疑問を考えた。指摘したことは、判語においては、いくつかの特定の条文が偏って頻見されるということである。「常人の共曉する所」とされた合同契に関する法などはその代表格で、これらをはじめとして大半の法は民事的・私法的な分野に属する。これら当時広く流通していた法律の一つである二〇年規定(田5)は、方岳によれば、「世人」によって本来とは異なった形で引用されていることが分かった。そして江西などで、民は法を知るべきであり、法を知らぬは難治の原因である、という意見が存在したことを考えると、当時、戸婚田土にかかわる法の一部に、本来の法とは少し異なった形の条文も含めて、世人すなわち民間に常識として知られていた法律の範囲というものが別に設定され得る。現存の『事類』の中に我々が見る、もっぱら官衙での用にかかわる理財、人事、刑獄等々の法律の世界と、判語に頻見する法の世界とは、守備範囲が異なっている。また、神宗以来大變化した南宋令は、『天聖令』とも大きく異なっていた。南宋に民事的な案件が法を用いて次々裁かれていたことは、すでに周知の通りであったが、『袁氏世範』(下)にも「官中條令、惟だ交易の一事、最も詳備爲り、蓋し以て争端を杜めんと欲すればなり」、つまり取引法(土地取引法)が南宋の法体系の中でも重要な部分だったという指摘がある。もし何かが異端だったというのであれば、『吏部條法』のみならず『事類』ですら、当時の一般人民にとっては異端な内容であったとも言える。律や唐~北宋前期の令も、民間の日常的な紛争に対応した内容を備えたものではなく、神宗改革より前にあつては数々の編敕が、そして神宗以降南宋には第二章で見たごとき敕・令を中心とした諸法律が、宋朝社会の秩序維持に重要であった財産権紛争等の諸課題に対応した内容を備えていた。

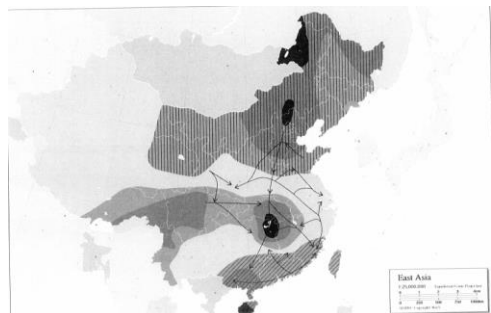
本研究ではそれぞれ法律分野における研究史整理も射程に入れた。その結果、以下の表に表される判語法の法体系があきらかとなり、これを唐・明清と比較することが可能となった。

また、こうした実証の上に、唐宋変革論の内実を検討した結果、淮河以南の南

中国が果たした割合が、極めて大きいことが明らかとなった。遅くとも四世紀東晋以降、華北農耕地帯は遊牧系の支配形式に置かれ、均田制もその征服過程で生まれた。文臣官僚制維持の柱となった科挙制度は、隋の開始当



初の南朝貴族勢力への対抗という側面抜きには理解できないし、その後も、南中国のエリートたちの上昇戦略として大いに発展してきた。反面、華北人士は清朝にいたるまで、比較して不熱心だった。挙業とも深く関わる印刷出版は江西・福建で盛んとなり、朱子学・陸学もこの地に生まれた。二程の学を大発展させた朱熹およびその弟子たちは閩北に拠り、彼らは陸学者を江西人と呼んだ。政界は進士上がりの南中国人によって占められていったが、ことに江西人士の結束には目



を見張るものがあり、陳執中、歐陽修、曾鞏、王安石、楊士奇、余學夔、王行儉らが中央で活躍した点も、明らかにできた。こうした側面から明らかになった南北の違いを、ことに移民、血液の遺伝因子、言語移動の側面から総合的に表したのが上記の図である。近世宗族の展開は各地各様で一般化は容易ではないが、少なくとも本研究においては、族譜編纂における紙と印刷の重要性、フロンティアにおける防衛・上昇戦略の必要性、官の教化への熱意といった側面は忽視できない点を指摘できた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ①青木 敦、ユーラシアの近世・中国の近世、歴史評論、査読なし、763号、2013、pp. 18-30
- ②青木 敦、南宋判語所引法の世界、東洋史研究、査読あり、70巻1号、2011、pp. 1-38、
- ③青木 敦、南北支那論と唐宋変革論における宋朝の定位、근지인문학、査読なし、제4집、2010、pp. 337-377

〔学会発表〕(計24件)

- ①青木 敦、長庚大学・教養部講演「日本大学の教養教育—以青山学院大学“青山標準”爲例」2014年3月12日台湾台北市
- ②青木 敦、New Paradigms on Humanities Computing -Linking Knowledge of Human Activities- PNC Annual Conference and Joint Meetings 2013 “Revolutions in the Studies in pre-Mongolian Chinese Historiography -- on the Ratio of. Classics Digitalized” 2013年12月10日京都府京都市
- ③青木 敦、広島大学東洋史部会報告「地方

法典の世界 — 五代・宋の特別法の側面

2013年10月27日広島県広島市

- ④青木 敦、宋代史研究会合宿 2013年度報告6「江西の民風と江南開発」2013年8月27日静岡県熱海市
- ⑤青木 敦、青山学院大学史学会フォーラム「世界史的近世と唐宋変革」2013年7月31日東京都渋谷区
- ⑥青木 敦、中国宋史研究会第十五届年会「考課、監司與監察」2012年8月22日中国開封市
- ⑦青木 敦、戸隠の會「「江南」宗族と女子分法問題」2012年8月10日長野県戸隠村
- ⑧青木 敦、第四屆國際漢學會議「江西有珥筆之民—試論中國近世裁判習慣的誕生」2012年6月22日台湾台北市
- ⑨青木 敦、臺灣大學歷史系演講會「省級地方行政區域的誕生—以宋代路分爲中心」2012年3月16日台湾台北市
- ⑩青木 敦、臺灣師範大學歷史學系研究生講座講演會「有關南宋土地交易法的一些問題」2012年3月8日台湾台北市
- ⑪青木 敦、研究発表(台湾中央研究院「性別、宗教、種族、階級與中國傳統司法」)“Between Local and Central Laws: The Features of Song Legal Culture”2011年11月3日台湾台北市
- ⑫青木 敦、暨南國際大學歷史系演講會「宋代の土地取引関連諸法と仁井田陞の南北法系統論」2011年4月27日台湾台中市
- ⑬青木 敦、the Association for Asian Studies and International Conference of Asian Scholars, in Honolulu, Hawaii, U.S.A, “Insitutional Dyamics in Chinese Dynastic Regime: 4-14th Centuries”2011年4月3日アメリカハワイ州
- ⑭青木 敦、國際會議「근지인문학」(全羅北道全州市・全北大学校)「南北支那論と唐宋變革論における宋朝の定位」2010年12月3日韓国全州市
- ⑮青木 敦、研究報告會「唐宋變革の歴史地理的研究」第2回研究報告會(大阪大学文学部)「判語・文集に見える条文と慶元条法事類の關係(2)」2010年9月4日大阪府豊中市
- ⑯青木 敦、宋代史研究会「東ユーラシア交流史における宋朝—にんぷろの来し方と我々の行く末—」2010年8月28日東京都江東区
- ⑰青木 敦、明清史夏合宿「宋代民事法研究と明清地域社会論—若干の土地取引法と一田兩主慣行をめぐって」2010年8月2日静岡県熱海市
- ⑱青木 敦、慶應義塾大学東アジア研究所第25回學術大会(三田キャンパス)「抵当慣行および関連法規から見た宋と清の比較」2010年6月26日東京都港区
- ⑲青木 敦、青山学院大学史学会講演會(相模原キャンパス)「前近代中国の經濟革命と宋代社会」2010年6月22日神奈川県相模原

市

⑳青木 敦、「唐宋変革の歴史地理的研究」(大阪大学文学部)(報告)「判語・文集に見える条文と慶元条法事類の関係」2010年5月23日大阪府豊中市

㉑青木 敦、講演会「ジョーンズ『経済成長の世界史』と宋代中国経済の諸側面」(早稲田大学現代政治経済研究所)2010年1月16日東京都新宿区

㉒青木 敦、東洋文庫「前近代中国の法と社会」班「宋代特別法の収集と整理—景德『農田勅』を主として—」(慶應義塾大学)2010年1月11日 東京都港区

㉓青木 敦、XVth World Economic History Congress in Utrecht International Workshop, "Institutionalism in Sung Legal Culture: What's unique and What's not about Chinese Way of Land Transaction" (オランダ、ユトレヒト大学)2009年8月4日オランダユトレヒト

㉔青木 敦、アジア世界史学会第1回国際会議 Session 13 "Empire in Modernity: A Comparative Perspective", The Asian Association of World Historians, "Comments on the Papers presented for "Empire in Modernity: A Comparative Perspective": Introducing the Recent Works by Yoshimura Tadasuke" 2009年5月31日大阪府豊中市

〔図書〕(計6件)

青木 敦 他、研文出版、中国近世の規範と秩序、2014、329

青木 敦 他、勁草書房、近代国家の形成—エスニシティとナショナリズム、2014、301

青木 敦 他、中央研究院、第四屆漢學會議近世中國的變與不變論文集、2013、420

青木 敦 他、中国政法大学出版社、日本学者中国法論著選訳、2012、443

青木 敦 他、慶應義塾大学出版会、中国の市場秩序—17世紀から20世紀前半を中心に、2013、276

青木 敦 他、ミネルヴァ書房、土地希少化と勤勉革命の比較史、2009、380

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況 (計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

http://www.cl.aoyama.ac.jp/history/sodaishi/t_links/

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青木 敦 (AOKI, Atsushi)

青山学院大学・文学部・教授

研究者番号: 90272492

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: